

令和 6 年 6 月 定 例 会

総 務 委 員 会 説 明 資 料

知 事 戦 略 公 室
企 画 総 務 部
出 納 局

目 次

I	提出予定案件	3
1	一般会計予算	3
(1)	歳入歳出予算	3
ア	総括表	3
イ	課別主要事項説明	4
(2)	地方債	7
2	その他の議案等	8
(1)	条例案	8
(2)	令和5年度繰越明許費繰越計算書	9
(3)	専決処分の報告について	10

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	計	財 源 内 訳							
					特 定 財 源						一般財源	
					国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金		
知 事 戦 略 公 室		259,645		259,645								259,645
企 画 総 務 部	政 策 企 画 課	909,597	7,800	917,397	(2,500) 104,677			257	9	(2,800) 3,824		(2,500) 808,630
	総 務 監 察 課	542,423		542,423	5,600				444			536,379
	人 事 課	448,737		448,737			15	1,544	1,174		133,000	313,004
	職 員 厚 生 課	3,121,765		3,121,765				33,170	294	260,000		2,828,301
	総 務 事 務 管 理 課	137,980		137,980								137,980
	財 政 課	70,532,433	31,000	70,563,433	12,748		716,939	457,470	2,545,380	869,000	94,000	(31,000) 65,867,896
	管 財 課	1,631,789		1,631,789			12,602	23,892	16,380	40,000	176,000	1,362,915
	税 務 課	38,549,016		38,549,016			6,360		7,234			38,535,422
	市 町 村 課	866,664		866,664	365		50		556,290			309,959
	情 報 政 策 課	1,448,723	108,806	1,557,529	(25,603) 29,479				(6,600) 25,070	39,812		(76,603) 1,463,168
	統 計 課	335,067		335,067	291,176							43,891
	出 納 局	会 計 課	420,215		420,215					32,000		
公 共 入 札 検 査 課		173,471		173,471								173,471
計		593,686		593,686					32,000			561,686
議 会 事 務 局		1,010,242		1,010,242					130			1,010,112
人 事 委 員 会 事 務 局		143,012		143,012					627			142,385
監 査 事 務 局		194,808		194,808								194,808
計		1,348,062		1,348,062					757			1,347,305
総 計		120,725,587	147,606	120,873,193	(28,103) 444,045		735,966	516,333	(6,600) 3,185,032	(2,800) 1,212,636	403,000	(110,103) 114,376,181

注：（ ）数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

政策企画課

一 般 会 計

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	計	摘 要
企 画 総 務 費	720,813		720,813	
計 画 調 査 費	168,917	5,000	173,917	① 地方創生の深化のための支援費 (5,000) ⑨ にし阿波農泊受入環境整備事業 5,000
防 災 総 務 費	6,920	2,800	9,720	① 防災対策指導費 (2,800) ⑨ 南部災害対応力加速化事業 2,800
障 が い 者 福 祉 費	400		400	
公 衆 衛 生 総 務 費	1,250		1,250	
予 防 費	900		900	
環 境 衛 生 指 導 費	3,927		3,927	
観 光 費	6,470		6,470	
政 策 企 画 課 合 計	909,597	7,800	917,397	

財政課
一 般 会 計

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	249,634		249,634	
財 政 管 理 費	2,610,023		2,610,023	
企 画 総 務 費	55,540		55,540	
計 画 調 査 費	24,750		24,750	
公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000		100,000	
元 金	62,820,000		62,820,000	
利 子	4,192,000		4,192,000	
公 債 諸 費	180,486		180,486	
予 備 費	300,000	31,000	331,000	① 予備費 (31,000)
財 政 課 合 計	70,532,433	31,000	70,563,433	

情報政策課
一般会計

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	1,376,256	67,600	1,443,856	① 行政情報化推進費 (5,000) ② 福祉施設等におけるマイナンバーカード出張申請受付・サポート事業 5,000 ② 情報ふれあいネットとくしま創造事業費 (62,600) ア ② 「魅力ある職場環境」創出事業 56,000 イ ② ガバメントクラウド接続ネットワーク構築運用事業 6,600
人 事 管 理 費	1,470		1,470	
計 画 調 査 費	69,952	41,206	111,158	① 地方創生の深化のための支援費 (41,206) ② 徳島医療コンソーシアム救急画像連携ネットワークサービス事業 41,206
県民経済基本調査費	1,045		1,045	
情 報 政 策 課 合 計	1,448,723	108,806	1,557,529	

(2) 地 方 債

一般会計

(ア) 変 更

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
総務管理事業	309,000	309,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	年５％以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、 必要の生じた場合は全部若しくは一部 繰上償還し、又は借換えすることがで きる。
市町村振興事業	500,000	500,000			
防災事業	845,000	845,000			
社会福祉事業	263,000	263,000			
児童福祉事業	21,000	21,000			
環境衛生事業	75,000	75,000			
職業訓練事業	8,000	8,000			
農業事業	136,000	136,000			
畜産事業	369,000	369,000			
農地事業	2,226,000	2,226,000			
林業治山事業	2,201,000	2,201,000			
水産事業	427,000	435,000			
商業事業	2,000	2,000			
工鉱業関係事業	17,000	17,000			
観光事業	111,000	111,000			
土木管理事業	175,000	175,000			
道路橋りょう事業	10,217,000	10,217,000			
河川海岸事業	7,522,000	7,522,000			
港湾事業	1,751,000	1,751,000			
都市計画事業	2,423,000	2,423,000			
住宅事業	156,000	156,000			
警察関係事業	431,000	431,000			
教育総務事業	222,000	222,000			
高等学校整備事業	3,250,000	3,250,000			
特別支援学校整備事業	991,000	991,000			
社会教育事業	698,000	698,000			
土木施設災害復旧事業	3,590,000	3,590,000			
公用公共用施設災害復旧事業	94,000	94,000			
臨時財政対策債	640,000	640,000			
計	39,670,000	39,678,000			

2 その他の議案

(1) 条例案

① 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

国及び他の都道府県との均衡を考慮し、管理監督職勤務上限年齢による管理監督職への任用の制限の対象となる本県警察官に係る管理監督職の範囲について所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

警察官の階級のうち警視又は警部であって、当該職を占める職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職は、管理監督職としないこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

② 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 過疎地域内又は準過疎地域内における県税の課税免除の要件に係る製造業等の用に供する設備の取得等の期限を、令和9年3月31日までとすることとする。
- (イ) その他所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとする。

③ 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。

イ 改正の概要

地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を、令和8年3月31日までとすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとする。

(2) 令和5年度繰越明許費繰越計算書
ア 一般会計

課 名	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
					国支出金	地方債	その他	
政策企画課	防災対策指導費	円 17,108,000	円 7,675,000	円	円	円 7,000,000	円	円 675,000
管財課	合同庁舎等維持管理費	428,426,000	163,002,000			163,000,000		2,000
合 計		445,534,000	170,677,000			170,000,000		677,000

(3) 専決処分 of 報告について

ア 国家賠償請求に関する訴訟上の和解に係る専決処分 of 報告について（市町村課）

徳島地方裁判所令和4年（ワ）第280号国家賠償請求事件に関し、次のとおり和解する。

被告徳島県は、原告3町と、徳島地方裁判所令和4年（ワ）第280号国家賠償請求事件について、和解することにより、本事件を終結するものとする。

和解の内容

- 1 被告は、原告3町に対し、前県政のこととはいえ、特別交付税の特殊財政需要分の配分（原告つるぎ町及び原告板野町につき令和3年度分、原告石井町につき令和元年度から令和3年度までの分）に関し、制度の運用面で疑義を生じさせたことを謝罪する。
- 2 被告は、前県政のこととはいえ、原告3町を含む徳島県下16町村と相互に公平公正といえる関係を築くための、特別交付税の特殊財政需要分の適切な配分方法に疑義を感じさせたことを反省し、これを改める。
- 3 被告は、今後、特別交付税の特殊財政需要分の配分に関し、第1項にある不信感を与えないように、徳島県町村会と十分に協議し、同会の意見を踏まえ、町村にとって適切妥当な制度運用の手法を確立することを誓約する。
- 4 被告は、今後、特別交付税の特殊財政需要分の配分に関し、徳島県町村会において取り上げられた課題など、特殊財政需要に関する同会からの要望を十分に考慮して配分を行うことを誓約する。
- 5 被告は、今後、特別交付税の特殊財政需要分の配分に関し、その配分方法の概要を、徳島県町村会からの要請により16町村に適切に開示するなど、各町村と相互に公平公正な関係を築くことを誓約する。
- 6 原告3町及び被告は、本件に関し、原告3町と被告との間には本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。